

離婚届を出される方へ

記載例とあわせよくお読みください。

これは、山口市に届出される場合を中心に書いております。養子離縁をされる場合や、御不明な点がありましたら、戸籍の届出窓口にご相談ください。

届書の記入は鉛筆や消えやすいインク（消えるボールペンなど）で書かないでください。

【1】離婚届に必要なもの

- ① 離婚届 1通
- ② 裁判離婚のときは、次のものも必要です。
 - 調停離婚のとき……………調停調書の謄本
 - 和解離婚のとき……………和解調書の謄本
 - 認諾離婚のとき……………認諾調書の謄本
 - 審判離婚のとき……………審判書の謄本と確定証明書
 - 判決離婚のとき……………判決書の謄本と確定証明書

【2】離婚後も婚姻中の氏を使いたいとき

離婚届だけでは婚姻前の氏に戻ります。婚姻中の氏を使いたいときは、離婚届とは別に「離婚の際に称していた氏を称する届」の提出が必要です。

（離婚届と同時又は離婚成立の日から3か月以内であれば、届出できます。）

【3】離婚届を出した場合の戸籍の変動（略図）

＜妻が新しい戸籍をつくるとき＞

山 口	夫 太郎	妻 花子	長男 一太	長女 二花
--------	---------	---------	----------	----------

離婚届（離婚届＋離婚の際に称していた氏を称する届）

甲

山 口	太郎	花子	長男 一太	長女 二花
--------	----	---------------	----------	----------

乙

鈴木 または 山 口	花子
---------------------	----

戸籍に変動があるのは、花子だけです。子を花子の戸籍に入れたい場合は、さらに【5】子の入籍手続きが必要です。

【4】子の養育について

令和8年4月1日から法改正により、子の養育に関する法律が大きく変更されました。
詳しくは法務省のホームページを御参照ください。

【5】子の入籍手続き

【3】の略図において長男、長女を花子の戸籍に入れるときの手続きです。

以下の（１）、（２）の順に手続きください。

（１）家庭裁判所において「子の氏の変更の許可の審判」をうける。

＜ 家庭裁判所での手続きに必要なもの ＞

左図甲、乙の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）各１通

（※子の住所地を管轄する家庭裁判所に許可の申し立てをするようになります。詳しくは最寄りの家庭裁判所にお尋ねください。山口家庭裁判所 TEL083-922-1330）

（２）市に入籍届を提出する。

＜ 入籍届に必要なもの ＞

① 入籍届 入籍する人ひとりにつき１通

② 家庭裁判所の許可書「子の氏の変更の許可の審判書」 １通

（注）入籍届の届出人は

入籍する人が１５歳未満の場合は、親権者です。

入籍する人が１５歳以上の場合は、入籍する本人です。

【6】その他の関係制度のご案内

（１）児童扶養手当について

離婚後、父または母と生計をともにしない児童を監護される場合、児童扶養手当の制度があります。住民票がある市区町村の担当課にお尋ねください。

（２）ひとり親家庭医療費助成制度について

１８歳までの児童を養育するひとり親家庭の医療費を助成する制度があります（所得制限など一定の要件があります）。自治体によって制度が異なりますので、住民票がある市区町村の担当課へお尋ねください。

（３）健康保険について

市区町村の国民健康保険に加入されている方は、手続きが必要な場合があります。住民票がある市区町村の担当課にお尋ねください。社会保険、その他の保険を喪失された場合は、市区町村の国民健康保険に加入してください。

（４）国民年金について

国民年金に加入されている方や配偶者に扶養されていた方は、手続きが必要な場合があります。お近くの年金事務所や住民票がある市区町村の担当課にお尋ねください。